

同意書（あんま・マッサージ・指圧療養費用）を 作成していただく先生方へ

宮崎県後期高齢者医療広域連合では、療養費制度の適切な運営を図る一環として、同意書（あんま・マッサージ・指圧療養費用）様式につきまして、各関係団体等と協議を重ね、平成24年9月1日より、宮崎県独自の統一様式にて運用を開始することになりました（同意日が9月1日以降の同意書より適用となります）。

つきましては、同意書作成について、今後とも御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。
なお、同意書作成に係る留意点につきましては、下記を御参照ください。

1 同意書作成上の留意点

注1 同意を行う医師は、原則として当該疾病にかかる主治の医師です。

注2 「症状」欄の「筋麻痺の程度」及び「関節拘縮の程度」については、介護保険「主治医意見書記入の手引き」を参考に記入をお願いします。

「その他」欄は、「筋麻痺」「関節拘縮」以外の症状がある場合に記載してください。

注3 「他覚所見」欄は、検査（レントゲン、腱反射等）結果等にもとづく所見がありましたら、記載をお願いします。

注4 二回目以降の同意の場合、「（再同意の場合）前回同意時からの症状の改善状況」欄への記入をお願いします。

注5 「要加療期間」の指示をする場合、マッサージは1～3か月の範囲内で、変形徒手矯正術は1か月での記入をお願いします。

「往療を必要とする理由」については、被保険者の状態がわかるよう具体的に記載をお願いします。

注6 宮崎県後期高齢者医療広域連合では、療養費（往療料）の支給決定にあたり、介護保険の要介護度についても参考とさせていただいていますので、介護保険被保険者証からの転記又は本人聴き取り等により確認可能な場合には、記入をお願いします。

なお、申請中又は認定を受けていないなど確認できない場合については、「なし」又は「不明」などの記載をお願いします。

2 再同意に係る留意点

① 再同意について、実際に医師から同意を得ていれば必ずしも同意書の添付は必要としませんが、被保険者の状態を把握し、適正に支給決定を行うために、同意書の提出について御協力をお願いします。

② 変形徒手矯正術は、初療の日から起算して1か月を超える場合は、医師の同意書が必要となります。

【問い合わせ先】

宮崎県後期高齢者医療広域連合 業務課業務第2係
TEL 0985-62-0921